

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に係るヒアリング(5)」

2. 日時：令和5年5月22日（月）15時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、武田安全審査官、山口係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理計画部長 他10名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）からの令和5年5月12日の提出資料に基づき、以下の事項について確認を行った。

- ・事業変更許可申請書における変更の考え方
- ・経理的基礎
- ・標準応答スペクトルの取り入れに伴う改正規則等への適合性について

(2) 日本原燃から、主に、以下のとおり対応する旨回答があった。

- ・北海道山越郡長万部町で確認された水・ガス噴出事象の調査から得られた知見含め最新情報は引き続き収集し、影響有無の確認を行う。
- ・現状申請書に記載している予定再処理量は使用済燃料再処理等実施中期計画で定められた期間（申請書では令和4、5年度の2年分）であるが、使用済燃料再処理機構が経済産業大臣に対し行う当該計画の変更認可申請に当たって、日本原燃が策定している暫定操業計画は5年分であるため、今後、補正する申請書にはそれを記載する。段階的に増加させている予定再処理量の計画についても具体的には今後検討していくことから、今後の事業変更許可申請等において適宜説明していく。
- ・標準応答スペクトルの取り入れに伴う改正規則等への適合性については、基準地震動追加による施設への影響の確認方法等を丁寧に整理する。

6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

7. その他

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000097.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000098.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000099.html
- ・ 令和5年5月12日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
22:52:02	原子力規制庁の武田です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
22:52:08	本日のヒアリングは、令和4年の1月に申請があった事業変更許可申請につきまして、これまでに提出があった資料を基に、事実確認を行うものになります。
22:52:19	規制庁側の出席者は、古作調査官、大橋、竹田清水、以上になります。
22:52:27	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、各などの役割と本日の説明範囲等、達成目標について説明をお願いいたします。
22:52:38	はい。日本原燃の大庭です。
22:52:40	出席者ですけれども、藤谷大庭。私です船水長谷工藤を仲村、安保、
22:52:50	原田、菊池井藤が出席をしております。
22:52:56	案件といたしまして、
22:52:59	特定震源の許可のヒアリングの中でまず資料提出をしてご確認いただいてない標準応答スペクトルの規制に、規制の取り入れに伴う規則改正等への適合性について、
22:53:11	こちらのヒアリングでご確認いただけてませんのでこちらを確認いただくところをメインといたしまして、あと前回のヒアリングで、経理的基礎ですとかあと、
22:53:24	変更に係る変更の考え方のところで一部コメントいただけてますのでその修正版を提出いたしておりますので、その内容をご確認いただくところを、目的達成指標としたいと考えてます参加メンバーの
22:53:39	役割分担については今の大きく3%とありますけれどもそれぞれの分担で対応するものが出席をしているということになります。以上です。
22:53:51	規制庁は知らず、資料の方は事前に提出いただけていてこちらも確認していますので、こちらから適宜質問を確認をすることで進めたいと思います。
22:54:02	まず
22:54:04	変更の考え方たですけれども、こちらに関して規制庁から、はい、質問。
22:54:10	確認あるかと思っております。
22:54:14	規制庁山口です。
22:54:17	私の方から、最新地新知見に関連して、兼任させていただきます。

22:54:23	藤。
22:54:25	昨年度のIIに技術情報検討会あって報告されてる事象なんですけども、北海道の穴水する人でしょっていうのもありまして、
22:54:37	県
22:54:38	最近、インフォメーションノータイスとしても発出されてるんですけども、
22:54:44	原燃においては最新の情報というのを適用して、確認はされてると思うので、本件について、まず現年アレー見解っていうか何か確認とされてたら、
22:54:56	について、
22:54:58	確認できますでしょうか。
22:55:02	はい。日本原燃大庭です。
22:55:04	ご指摘のですね水紛失事象の新知見につきましては、まだ社内です ね、この情報に関して調査、影響評価を確認しているところま では、
22:55:18	今のところやってございません。先週 InformationNotice ということ で提出が規制庁さんの方からされておりますので、多くの内容を受けま しておそらくちょっと原因等を読みますと過去の試掘坑が下になってると いうことですのでそういったものは移行措置が不十分なところっていう なところを、
22:55:36	調査していくような形になるかと想定されますけれども、ちょっとどう いうやり方でやっていくかというところを当社事業以外にもここ完結す るところありますので、
22:55:46	ちょっと他の事業者との連携も含めて今後、
22:55:50	影響評価を確認影響確認していくということとしております。以上で す。
22:55:56	規制庁山口です。情報としては認識はされてて、確認を
22:56:03	していくってことだったので、影響評価っていうのはおっしゃって たんですけど、具体的にどういう確認をしていくかとかって、
22:56:12	していただけますでしょうか。
22:56:16	日本原燃大庭です。ちょっとまだ具体的なやり方はですねまだ決めてご ざいませぬ。他の事業者とも連携をして確認をしていくということにな ろうかと思えますまずその

22:56:30	この事象の原因となったような、試掘坑のは移行措置が不十分であったような箇所というのが調べられるのであればそういうところをまず当社敷地内にあったかどうかというのを確認をしていくことになると思うんですけども、
22:56:43	ちょっとそういうところも含めてですね今
22:56:46	この大江フォーメーションの内数の状況から想定されるやり方をちょっと申し上げておりますけれども、まだ具体的なやり方は決まっておりませんので、そこも含めて、確認を検討していくということとしております。以上です。
22:57:04	この際、本件に限らず、適宜新しい情報等を持って検討していかれると思うので、よろしくをお願いします。
22:57:15	表現の場です。承知いたしました。
22:57:20	他規制庁側から当方資料に関してありますでしょうか。
22:57:27	はい。江藤。なければ進めたいと思います。続きまして経理的基礎の資料です。
22:57:36	ちょっと最初の資料でちょっと確認をしたいと思います。
22:57:40	再処理の方の資料の、
22:57:46	下、1-3 ページ、と、ページでいくと 6、当初の 6 ページ目ですね。はい。こちらをお願いします。
22:57:58	こちらにちょっと入って 3 ページ大丈夫です。内野さん。はい。スクリーンですね。すみません。お待ちください。はい。
22:58:10	はい。そちらでお願いします。はい。のこちらの方に、下に表が予定再処理量ということで表がついてますと、
22:58:18	こちら以前から議論をしてるんですけども、令和 10 年度以降が
22:58:26	具体的な数値は書いていないという状況になっています。こちらですけども、
22:58:33	また、例えば以前事業指定の申請書とかでいくと、こちらは 800t に向けて具体的な数値というものを期待していたところなんですけれども、
22:58:44	そうしたことを考えると、ちょっとこの記載はちょっと不十分とも考えられますけれどもこの辺いかがでしょうか。
22:58:53	はい。日本原燃岡です。

22:58:55	ご指摘の通り従来最初に事業指定をいただいたときには、当社の方からこの10年分の再処理量ということで数字を見ていた時期がございました。その時等現在との違いですけれども、
22:59:09	していただいた後ですね、最初に機構法、抛出金法で当時言ってましたけれども、藤さん最初に機構さんが設立をされまして、
22:59:19	一応その抛出金法の中では、最初に移行がですね実施中期計画に従って、実施中期計画を策定するとですと実施中期計画の中に再処理量が記載をされるということになりました。
22:59:34	それを受けまして、当社の使用計画もそうなんですけれども、事業変更許可のこの申請書に書かれるですね数値については、1時期未定ということで、中期計画で機構が決めたところ以外は未定というふうなことで、
22:59:50	そういう記載を入れることとしておりました。今回ヒアリングを受けまして、当社としてですね、再処理可能量ということで実施中期計画ができる前段の、
23:00:02	当社側で出してる数字というのが、一番の令和9年までは当社で出しておりますので、その数字は当社として決めている数字がございまして170t70tという数字を入れさしてもらって、
23:00:14	それ以降のところは、最大の今数字決まってるものがございますので100トンという形で従来の未定に代わって800tと入れさせていただいて、ただ、
23:00:24	段階的に最初に引き上げていくというと、
23:00:27	当社の安定操業計画に記載している記載は、できますのでそれを入れさせていただいているとちょっとそういう指定の時とですね、法律体系の違いもあって、
23:00:37	こういう違いになっているということでございます。以上です。
23:00:42	はい。ちょっと今のお話ですと、一応
23:00:48	原燃の方がその対処力の方に
23:00:54	今後5年ぐらいですかね、平成9年までの数値を示して再処理機構の方が、数年分の予定を決めるということかと思えますけれども、
23:01:05	そうした意味でいくと、原燃として
23:01:09	あくまでも再処理機構がね、

23:01:11	最終的に決めるとしても、その原燃としての考えというのは、示すことは可能ではないのかと、いうふうにも思うんですけども、この辺いかがでしょうか。
23:01:27	そうですねただちょっと当社通して気にしているのはやはりそれが今の法律体系ですと、
23:01:36	再処理機構さんが策定をして経産大臣が認可をして決まるというふうな法体系になっているところもありまして、当社の方でそこに先立って数字を書くのがちょっとどうかなということもあってですね。
23:01:50	当社としての数字は入れてはいないというのが、古作です。です。
23:01:56	何か、
23:01:57	ここ数回ヒアリング続けていてそのたびに申し上げてますけど、回答がいつも同じような気がしてて、
23:02:04	回答いつも同じなのに記載はいつも違っていると。
23:02:08	いうところがーんなんかいまだによくわからないんですけど、何なんですかね。
23:02:15	今回で言うと、令和9年の70という数字はじゃあ何なんだと。
23:02:20	原燃が出してるじゃねえかと。
23:02:23	中期計画まだ等にもかかわらずってというのは、能登10年11年では何が違うんですか。
23:02:34	日本原燃の岡です。
23:02:36	先ほど長谷さんからも話があったんですけども、当社として今数字を決めているのが、この例は56789になるんですけども5年分の
23:02:48	数字を策定しております。
23:02:51	ですのでちょっとその数そこ以降はですね、正式に決めているものがないということで、ごめんなさい、当社として決め古作です。回答になってなくて、
23:03:01	5年分は中期計画なくても出せますけど、
23:03:06	その先わあ出せませんっていうのは、単純に社として決定したものがないから出せないって言っている趣旨は理解はしますが、先ほどの中期計画がないと出せないって言うてるのとは違うじゃないですか。
23:03:19	なので、一貫した説明をしてもらいたいんですけど。

23:03:24	すいません日本原燃藤尾でございます。衛藤小崎さん今のご指摘のところですけども、ちょっと話がですね、中期計画の話をしたり、暫定総合計画の関係ということ。
23:03:35	とかですねちょっとご指摘のようなところがありますので、我々としてはですね社内として意思決定したものについては、暫定そういう計画を出すにあたってですね、社内で意思決定をして、それを公表して原子力委員会でもご説明差し上げてるところでございます。
23:03:51	ですので、社としてですね決定したものについては暫定総合計画の中で、令和9年までが確定したものが社として決定したものがあって、
23:04:01	10年以降につきましてはですねまだか決定したものはございません。設定してますのは、13年の段階までに段階的に引き上げるという方針までは決定しておりますけれども、
23:04:12	そういう状況ですので、大変申し訳ないんですけども、10年からのですね13年までの数値ってのは現状、お示しすることができませんでしたのでここで、こういう記載とさせていただいたということになります。
23:04:25	以上です。
23:04:26	はい。高速です最初からそれで一貫した説明をしていただければまだ、これまでは暫定があるにもかかわらず、中期計画でっていうことに固執してしまいましたっていうだけで、
23:04:41	記載の方針を変えたので
23:04:43	差として決定したものをちゃんと書きますでこうなりましたと、11中には、1011については、これ以上のことを決定していないのでこの書きぶりにしていますと。
23:04:55	いうことで理解をし
23:04:58	下で、
23:05:01	その上でなんですけどその暫定操業計画。
23:05:05	と中期計画の関係ってどういうふうになっているのかを説明いただいてもいいですか。
23:05:10	はい。日本原燃布田でございます。暫定総合計画につきましてはこれは
23:05:17	別ですね法律から当機構がですね、我々のところに5年間の計画を暫定層、そういう計画として出してくださいという依頼があってですね。
23:05:29	それに基づいて我々の考えるところを、提出させていただくこれは

23:05:34	年度末に出させていただくことになってございます。それを受けてですね機構の方が、実際に我々の方に委託する分についてはどのくらいになるかというのを検討した上で
23:05:47	決定したものを当社に通知され、それを、に基づいて我々が処理をしていくという流れになってございますので、関係については、依頼があって暫定総合計画を出して行って、
23:06:00	中期が決まっていくという流れになってございます。会長になっておりますでしょうか。以上です。古作ですそれで言うと、暫定操業計画を出すのと、中期計画がそれを、
23:06:12	それを踏まえて定められるのとの今ちょうどです。
23:06:15	境目というか経過中のものになっていて、ええ。
23:06:22	そのうちどっちに合わせるかっていったところでこちらから前に合わせるようにということで今書かれていると思えばいいですか。
23:06:34	日本原燃大庭です。はい。その通りです。当社は5年分を暫定操業計画として出して再処理機構は3年分を決めますので、
23:06:44	それが毎年繰り返されていくという形になります。
23:06:50	はい。補足ですわかりました。ちなみになんですけどでもあんまり、
23:06:56	意味ないのかと
23:06:58	段階的に上げるといったときに、
23:07:02	事業指定のときにワー低角まで、
23:07:07	なるべく早く、なるべく早くちょっと語弊がありますけど、上げていくという実態いいの。
23:07:14	太陽がある中、どう刻んでいくかと。
23:07:18	いうので
23:07:21	考えていたと思うんですけど。
23:07:25	現状のその最初リー。
23:07:28	具体
23:07:30	11年12年といったときに、どう進めていくかっていうのは、
23:07:35	まだ何も議論していないところなのか。
23:07:40	そこら辺はどうなんですかね。
23:07:48	日本原燃藤でございます。

23:07:52	今のご指摘のところであればですね、我々としてもやはり保全計画等、リプレイスもございますのでそういったものを踏まえたときに、どういうふうに計画を立てていくかだところの、
23:08:03	議論するのは当然やっておりますけれども具体それがどうだっているところまではまだ行き着いてませんもちろん、社内の意思決定もしてませんので、まず、検討の中としていろんな、さっき申しましたように保全計画ですからリプレイス計画を踏まえて、
23:08:19	どういった年度の中で処理ができるかという計画まではしている状況でございます。以上です。
23:08:28	はい。工作です。
23:08:30	この段階だとまだ11年12年13年とあるので、それなりのステップを踏んで、
23:08:39	上げていくということは可能な、
23:08:44	くらいの
23:08:45	時期かなと思うんですけど。
23:08:51	なかなか今後、
23:08:54	難しくなってくるというかですね。
23:08:57	希望をされていて、
23:09:00	その時にどうステップを踏めば、施設の管理っていうのができるのかという具体がちょっと見えにくくなる。
23:09:12	かなという気もしたので、今回は先ほど言ったようにここまでが決まっていますということで理解をしましたけど、
23:09:21	この次能変更事業変更許可申請をするような時期に、この辺り、ちょうどそのタイミングとして微妙な、
23:09:31	議論が起きそうな数字になるかもしれないなあというのがちょっと心配。
23:09:37	なので、そういったときに、
23:09:41	どういう数字にされていてどう運用するつもりなのかというのを、ちゃんと答えられるように、申請の際、よく検討しておいていただきたいと思います。も、
23:09:51	そもそもこの申請以外にも使用計画なり何なりで、説明を求められるところっていうのは、多分にあるとは思いますがよろしく願います。

23:10:03	表現のままです。承知いたしました。
23:10:11	はい。
23:10:13	衛藤。
23:10:14	他経理的基礎の関係で規制庁側から質問確認等ありますでしょうか。
23:10:22	はい。衛藤なければ、続きまして、
23:10:28	標準応答スペクトル規制の取り組みに伴う改正規則等への適合性の資料に関しまして確認をしたいと思います。はい。
23:10:41	原子力規制庁の竹田です。
23:10:44	それでは今話がありました資料の再処理の方から確認をしたいと思います。
23:10:53	最少です。通しページの7ページ目ですね。
23:10:59	こちらの下の5ページ目。
23:11:01	になります、
23:11:03	この2ポツ2の改正規則等への適合性のところですね、2パラ目になるんですけども、
23:11:12	ここで審議を特定せずに策定する地震動のうち、全国共通に策定するすべき地震動について標準応答スペクトルを考慮することを、追加要求されているという上の記載があるんですけど。
23:11:26	この一方で、申請書の元の変更の理由のところについての記載はですね、審議を特定せずに策定する地震動として、
23:11:37	標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加するっていう記載にとどまっているんですけど、この記載に差異があることについて、下の方はどのように認識されているのでしょうか。
23:11:51	はい。日本原燃の加瀬でございます。申請書の方につきましては、我々として申請した内容を特定せず策定する地震動を追加したというようなところがありましたのでそれのみにとどめた記載になってましたが、本資料におきましてはやはり適合性というところを改めて、
23:12:08	書く必要があるというところでも条文の記載というところでの書きぶり、単語の使い方そういったところをちょっと正しく書きました。ですので、そういう意味では申請書側がちょっと記載が浅いようなところが今思えばありますので、

23:12:23	申請書側の補正のところですねこういった変更の理由のところにつきましてもこういった条文に紐づけた言葉の方できちんと書いてあげる必要があるのかなと今のお話
23:12:44	のところ、認識はされていると思いますので、補正の際で、ご認識されているように、修正の方、修正というか追記ですね、していただければと思いますので、対応の方お願いいたします。
23:12:57	はい。日本原燃の長谷ですかしこまりました。申請書側の方の記載の充実の方させていただきます。以上です。
23:13:05	規制庁の武田です。続きましてですね、ちょっとページ飛びますが、
23:13:12	通しで言うと 28 ページ。
23:13:15	資料の下の 26 ページ目ですね。
23:13:19	第 1 章というものがあるんですけど、この中では、安全審査資料の中で Ss による評価結果を示しているものっていうのを抽出しております、
23:13:30	今回の基準地震動の追加が積法人に影響がないかっていうものを確認されているかと、理解はしております。
23:13:38	参考にされてると思うんですけど、先に許可の方を審査すんでいる方の方では、これに加えて設工認ってのは見通しっていう結果も追加追記をしております、それについての考察っていうものをされております。
23:13:57	原因については、みんなその記載がない理由っていうのは、何かあるのでしょうか。
23:14:03	はい。日本原燃の小楠でございます原燃としてこの記載としている理由といたしましては、伊方さんが認可をすでに行っていてそのあとで特定施設の変更の許可申請を出しているのと。
23:14:16	いうところの位置付けもございましたので伊方さんとしては認可済みの設工認に対する、その追加の見通しみたいなところを書いているというふうに認識しました。我々といたしましてはご認識の通り今設工認の方審査が進んでいるところ、
23:14:30	というところでございますのであまりそちらに対しての確たる影響というものを確定的に書くのはちょっとよろしくないのかなというふうなところがございましたので、今回、あくまでこの Ss を追加したことで設

	計方針に跳ねないか、許可で書いている設計の方針とかに跳ねないかというような観点で、
23:14:46	この辺の記載にとどめているところがございます。考えとしては以上でございます。
23:14:53	はい。規制庁の武田です。
23:14:55	考えとしては、理解はできました。
23:14:59	理解はできましたがちょっと下、ちょっと関連するところで確認をさせていただきたいんですけど、
23:15:11	通しの38ページからちょっと確認させていただきますけども、
23:15:19	今現状はまだ設備には進行中ということで、それも踏まえ、現状も踏まえての工事の要否というものをここで説明をされていると思うんですけど、
23:15:31	今話し合ったような現状の設工認の状況を踏まえたら耐震補強工事の要否を判断したっていう表現っていうのは、全然見通せるものではないです。許可時点の記載という意味では不適切かなと。
23:15:44	思っております。
23:15:45	影響は軽微という理由。
23:15:48	影響が軽微というのであれば、軽微だといえる理由っていうのを、てに述べる必要があると思うんですけど。
23:15:56	また、詳細評価も行った上で必要があれば、支持構造物の追設等を実施するということになるかと思うんですけど、今この5ポツで私が申しました記載については下の方はどのように認識されてるでしょうか。
23:16:15	はい。日本原燃の加瀬でございます。まず通しの38ページ耐震補強工事の要否を判断したというところがございますけれども、こちらの意図といたしましては、要否として原燃として判断したというところがございます。まして申請書として工事の要否があるかないかを記載する上で、
23:16:32	我々としてどういう検討に基づいて判断した当然判断した上でそういう記載としていこうというふうにする意味合いとか申請書を書いたわけですので、そういった判断のところということで、踏まえて記載をしたところでございます。
23:16:47	ですので設工認に対する影響という観点でのものを、なるべくすいません暫定的には書かないようにという意図は、こちらの投資38でも持っていたというようなところが認識としてはありました。

23:16:57	ただちょっとそういうふうに進みにくいというのはおっしゃる通りかと思いましたが、実際のところとしての我々としていえるところ、その影響がほかの地震動に対して相対的に大きな差がないというところの観点で、影響が軽微であることを確認できるというところまではまず固定は入れる。
23:17:15	かと思ひまして、さらに先ほど竹田さんおっしゃってた内容今後、そういったものが補強の要否とかにつきまして設工認で確認し、必要に応じてそういったものが発生した場合は対応するみたいなそういったところで記載をとどめるということは、
23:17:30	はい問題ないかというふうに思います。ちょっとそういった記載の方にはら、
23:17:35	メールことはもちろんできると思うんですが、宗の、そういうふうにした方がよろしかったでしょうか。すいません。逆質問になってしまいました。
23:17:43	古作です。
23:17:45	改めてください。最初に言われた
23:17:50	許可段階として、少なくとも工事が要るものなのかどうかと。
23:17:56	必須かどうかというところは、何らか判断をしないとイケない。
23:18:00	ということで、先行例も含めてですけど、工事があるかどうかということについては申請書でも書いてあるので、その点では、
23:18:12	その記載をする。
23:18:15	ための必要な判断は、何らかされたということで理解をしました。
23:18:21	で、そう。それがわかるように書いていただきたいってということなんです。ねあくまで、基本設計段階での検討でありと。
23:18:31	ということで、それで雄踏、38ページのところは、工事の要否を判断と書かれてますけど、
23:18:39	次のページにいくと、
23:18:42	耐震補強工事は不要な見込みであると判断したって、
23:18:47	少し弱めに書いてあったりするので、そういったところ全体を見渡して文言を
23:18:54	誤解のないようにしておいて欲しいと思います。その上で詳細設計をやって、具体を展開したところで設工認として補強が必要だと。

23:19:06	いう判断をされた場合は今回の許可で行っている基本設計方針のもとに、しっかりと、
23:19:15	評価をし、工事をつ検討して新設工認の申請をされるというふうに理解をしていますが、それでいいですね。
23:19:29	はい。日本原燃大瀬です古作さんのおっしゃる通りかと思います。記載の順番を言葉の整合後は後段規制でどうや今後そういうふうなのが出た場合はというのをきちんと書くというところの問題だというふうにわかりました。
23:19:42	ですので我々として当然判断をしたわけですので、その根拠としてどういうことをやったか、それというのが後ろの(1)(2)というようなところで書いていたつもりなんですけど、それと実際の判断の繋がりがちょっとわかりにくくなっておりましたのでそちらの方直します。
23:19:56	あと見込みみたいなのがあたりなかったりというところがありましたのでこちらすみませんちゃんと合わせて記載の方させていただきます。さらに最後に設工認について今後そういった補強があり得る場合にはあった場合にはというようなそういうふうな記載の方を追加するという形で修正の方させていただきます。
23:20:12	以上です。
23:20:14	はい、古作ですよろしくお願ひします。現状でも最後になお書きで耐震設計の結果については後段規制にて説明すると、非常にさらっと書いてますが、
23:20:26	ないことも決め打ちになってしまっていて、工事はないと判断したと言ってるからこう書いてるんだと思いつつも、
23:20:37	そこまでの精査をしている今回の分析結果を示されてるわけじゃないので、そこまでの判断を厳しかろうというふうに思ってますのでその程度感をしっかりと整理をいただければと思い
23:20:50	ます。以上です。
23:20:53	はい。日本原燃の間瀬です。おっしゃる通りかと思ひますはい、そのように対応し、
23:21:02	はい。規制庁の竹田です。
23:21:04	それでは次なんですけれども、今のやりとり、ちょっと関連するところなんですけれども、現時点の許可の時点での見込みを判断したっていうのが38ページの(1)から述べられているかと思うんですけど、

23:21:20	そこのあたりから確認をさせていただきたいと思います。
23:21:25	まずですねこちらの水平方向のところで、周期が0.1から0.3秒で、
23:21:33	既存のスペクトルよりも1.06倍も上回っていることが、記載がされているんですけど。
23:21:41	通しの10ページで応答スペクトルのグラフがある、ありますが、このグラフからは、今申した0.1から0.3の区間で1.06倍を上回って、
23:21:52	いるところのがっていうのがよく読み解けないんですけど、これは正しいのでしょうか。
23:21:59	まず確認です。現場がそれちょっと見えにくくて申しわけないんですが、通しの10ページ、下のページで8ページのところでございますが、この1.06倍というのがちょっと0.3秒よりもちょっと先ではあるんですけど大体その辺りという意味でちょっと書かせて、
23:22:15	0.3秒ちょっと次のところで0.5秒ぐらいにオレンジ色のSSC湾の大きな山があると思うんですがそちらの左の薄層のところにある紫の線、こちらが入る
23:22:27	既存Sから1.0とか1というところで超えているところがございます。それ以外の注記につきましてはもうほぼ包絡しているというような、そういった状況になっておりますので、ここの部分だけごく
23:22:37	名でしたっけ、その範囲の狭いんですけどもその他の部分は概ね包絡されるという記載と、の方にさせていただいてございます。以上です。
23:22:47	はい。規制庁の竹田です。はい。この部分がその1.09倍になっていると、いうことは理解はできました。
23:22:55	その範囲が狭く包絡されているという記載もちょっと不明確ではあったんですけど、大体今おっしゃっていただいた内容で理解はできました。
23:23:07	一方で、この周期体で影響がないと、いうことなんですけれども、
23:23:16	この
23:23:17	飛び出している1.09倍ぐらいになっている周期体においては、特段ここに固有値を有する設備っていうものがあるわけでもなく、
23:23:29	あったとしてもそれらの検定比っていうものが厳しいものがあるわけではないと、こういった確認はされているということでよろしいでしょうか。

23:23:40	はい。日本原燃の長谷でございます。どちらかというところとあつたとしても、こちらがどれぐらいの倍率であれば問題ない。さらに高次成分の方短周期側につきましては、もう優位に小さくなっているというところがございますので、そういったところのトータルで見た時にここの周期だけが1.06倍になっていることにつきましては、
23:23:59	他のSsに対しては影響は大きく出るものではないだろうとそういうような判断をしたというところがございます。以上です。
23:24:09	はい。規制庁の高
23:24:10	ちょっといろいろ言っていたので、そう、ちょっとこちらの認識が合ってるか確認なんですけれど、この辺に
23:24:17	機構誘致を持っている施設自体はあるけれども、それは設備に関しては十分な裕度を有していることを確認していると、そういう理解でよろしいですか。
23:24:29	はい。日本原燃大町ですおっしゃる通りの認識でございます。
23:24:33	はい。規制庁竹田です。わかりました。すいません、古作です。そこで疑問なのは、先ほど言われたように、まだ新基準適合の
23:24:43	設工認審査中であつて、ベースとなるものが固まってないというところだと思ふんですけどそのあたりはどう考えました。
23:25:03	日本原燃の長谷でございます。そういう意味ではおっしゃる、尾崎さんのおっしゃる通りのところは我々原燃としての耐震設計をどういうふうにかついったところで見込み終えていくかというところでの課題として、
23:25:15	つき合つてきているところであるんですが、実態としては実際の評価、ないしそういった裕度というものの確たる値というものはまさにその今審査中の設工認申請書に書かれているものがございますので、
23:25:27	それも含めてのあくまで見込みでしかないというところでございますこの
23:25:31	特定せずを申請したときにはという観点で、ある意味そういったところの当時、設計設工認を申請するための準備段階で、暫定的に受けていた値そういったものも見込みた上でやつているというところがございますので、

23:25:43	そういったところの数字としてのエビデンスそういったものが設工認としてまだ出てないような段階におきましてどういう確認ができるかというようなところを、ご説明する上では、やはり関田地区という、
23:25:56	を説明する。
23:25:57	特にここへ出るのが6%であって、
23:26:00	それが狭いこと、さらにそれが高次成分が有意に小さくなっていることをしていく。
23:26:07	理由がまず、
23:26:08	ちょっと記載をしているところで、
23:26:10	記載の表の話になってしまいます。
23:26:15	古作です。
23:26:17	ちょっと今音声が一
23:26:19	うまく通信がとれなくてですね、はっきりしなかったのでちょっと繰り返し的な確認をさせていただきますが、
23:26:31	等、今回の申請は、
23:26:35	設工認の第2回の申請の前に、
23:26:40	申請をされていて、
23:26:43	その段階新基準適合の設工認としての評価値、
23:26:49	があったわけではない中、
23:26:52	評価、
23:26:55	概略の検討をして、工事の要否を見たということの内容を説明しているものですと。
23:27:02	いう。
23:27:04	ことなので、実際のその融度がどうこうということではなく、あくまで入力地震動がどの程度違い得るものか、それが、
23:27:14	もともとの大枠、その設計裕度としてとるであろう枠の範囲範疇かどうかというときに、1.06 場合、具体的には6%増と。
23:27:27	というようなものは鑑賞できるように当然設計するだろうということですかね。
23:27:42	はい。日本原燃の長谷です。大枠の流れにつきましては今古作さんがおっしゃっていただいた通りでございます。ただ最後の当然、そこを持っているというところにつきましては何かしらの、

23:27:54	明確なものを持っているわけではなく、やはりそういったものにつきましては今までの設置施設の石の実績、そういったものを見た上での定性的な判断というところになるかと思えます。以上です。
23:28:04	はい、古作です
23:28:07	私が確認したかったのはその定性的な判断ということをされたんですよねっていう。
23:28:12	ことなんですけど。
23:28:14	それが6%であれば入るでしょうということですよっていう確認です。
23:28:22	はい。日本原燃の長谷さんのおっしゃる通りの認識でございます。
23:28:26	はい、古作です。その上でなんですけど、まだその数認可はしてないのではありませんが、申請はされていると。
23:28:33	ということからすると、申請されている機器でこの範囲のものっていうのは、6%以上の裕度を持っているという確認は現段階だったら、
23:28:44	できると思うんですけど。
23:28:46	それをやっていないっていう説明だったような気はするんですが、
23:28:51	大丈夫ですか。
23:28:53	何でやらないんですかみたいなのところあるんですけど。
23:29:05	日本原燃間瀬です。すいません、少々お待ちください。
23:29:32	日本原燃の長谷でございます。申請時点につきましては、先ほどおっしゃっていたようにある意味形成的な判断というところにとどまってございました。というのがまず実態で今現状、設工認申請した後どうかという観点でございますが、確かにおっしゃる通りできる話ではあるかと思えますが、
23:29:49	すみません事実関係を見ますと、確かにおっしゃる通りとしては現在詳細にやっているわけではないというのが、現状でございます。まず事実までお伝えいたしました。以上です。
23:30:00	古作です。事実としてはやってないっていうのは事実としてはしょうがないんですけど。
23:30:09	いや、やらないですかねっていう
23:30:12	ところのスタンスをちょっと確認させて欲しいんですけど。というのも、
23:30:20	伊藤。

23:30:23	本
23:30:24	本件は、工事が不要と考えているということからすると、裕度を持って設計をしているからということであり、その裕度を食いつぶして新基準適合の認可を受けていないと。
23:30:38	ということが前提にあると思うんですよ。その前提を確認せずに進めていって後追いでって先ほど少し必要があれば、
23:30:49	補強工事もとかって言いましたけどその補強工事のできるだけないように、今のような裕度をもって新基準適合で対応するというのもセットじゃないかなというふうに思ったんですけどいかがでしょうか。
23:31:28	はい。日本原燃の長谷でございますちょっとすいません回答遅れましたはい今古作さんおっしゃっていただいた通りいや、そういう意味では今回許可をいただく、許可の審査をしていただいている中で、そういった観点の考えも必要だというふうに認識いたしましたので、
23:31:44	今の現状の設工認の申請段階の情報に基づきましてそういったところで誘導を見るのか、ちょっとどういうふうにするのかは考えますけれども、そういった現段階におけるもう少し
23:31:56	成立の見込み、工事の補強の有無の見込み、そういったところがもう少し今だったら深掘りができると思いますので、そういったところにつきまして追加で実施の方をさせていただきたいと考えます。以上です。
23:32:09	はい、古作ですよろしくお願いいたします。
23:32:12	その点では
23:32:15	見込みの範疇ですので、現状の設工認でその下駄を履かせた判断というのを明示的にする必要もないし、
23:32:25	それは、この許可があった後、
23:32:27	改めての設工認でという古藤で明確にすべきものなので、その点は線を引きつつもう、見込みで行っている範疇。
23:32:38	やれることはそのタイミングタイミングでやっていくということであって、現状分については、この補足説明資料の中で大枠を示していただくと。
23:32:49	ということと考えてますのでよろしくお願いいたします。
23:32:55	はい。日本原燃の長谷でございます。かしこまりました。対応の方させていただきます。
23:33:04	はい。規制庁の掛川です。

23:33:07	それでは、同じような部分なんですけど引き続きちょっと確認をさせていただきます。
23:33:15	ページは、
23:33:21	(1) の水平方法のところからの確認すべきなんですけれども、
23:33:26	ここの記載を見ていると、一次固有周期、
23:33:32	について、
23:33:33	各設備の一次固有周期がこの飛び出している部分に該当しないかどうかとかそういった観点での確認はされているというのは資料の中からは読み取れるんですけれども、
23:33:48	例えば主排気塔とかですな牧田、伴鬼頭とか、そういった法人報道での振動が割と支配的になるようなものについては、2次モード以降もですな必要に応じて確認をする必要があると思うんですけれどもその辺も確認はされているのでしょうか。
23:34:07	金はい。日本原燃の原田
23:34:11	こちらの方はですな衛藤。
23:34:15	何て言うんですかね加速度のスペック、
23:34:20	1.5倍ぐらい
23:34:22	の比率になりますので、
23:34:25	ちょっと
23:34:26	切り
23:34:26	っていうのをそのまま家的にかけると超えてしまいますので、
23:34:31	実は衛藤二次とか丹治とか、そういう、
23:34:35	を加味して、実際に解析して確認しております。
23:34:39	そういったことをバント永遠っていうのをやって来たい。
23:34:43	やった関係ですな、少し文章表現的に、あれですな、
23:34:49	この2施設については、同じような方法で確認しました。
23:34:55	表現に、
23:34:58	以上。
23:35:01	規制庁の竹田です。
23:35:05	実際に、時刻歴で解析を行って値付けを行ったそういうことを、
23:35:11	でよろしいですか合ってますか。
23:35:13	はい。荒田です。おっしゃる通りです。実際13%
23:35:19	っていうのは、

23:35:20	モデル、同じ構造
23:35:22	と同じ。
23:35:24	やってみた進行についてやって、
23:35:26	ということでござい。
23:35:30	はい。規制庁の竹川です。今やってることとしては理解はできたんですけど、現状の記載がですね、Ss-A から SCC4 と同様の評価により影響が軽微と戸塚家られているんですけど、
23:35:45	これだけでは何をやってるのかわからないです、その辺もちょっと追記、丁寧に説明いただいてもよろしいでしょうか。
23:35:54	はい。日本原燃原田です。はい。そうですね。もう少し、
23:35:59	0、表現してみたいと思います。以上です。
23:36:03	古作です。すみません。
23:36:07	話が途中でつり変わったかのように聞こえるんですけど、
23:36:16	今あれですね印字されているところの 37 ページの
23:36:22	上から 3 行目からの段落のことを話してますよね。
23:36:28	これの、
23:36:31	一行目と 2 行目と、
23:36:34	三、四行目等々あって、三、四行目のところはもうちょっと同様にじゃなくて具体、わかるように書くということでそこはいいんですけど。
23:36:47	これで言ってるのが、2 行目で 112 行目ですけど、主排気塔北換気塔ということが挙げられてて、
23:36:58	これについては
23:37:02	倍率云々じゃなくてもある程度やってますよということでの説明というのはいいんですけど、
23:37:08	大本
23:37:12	竹田が言ったのは、宗前の一行目の、
23:37:16	一次固有周期を持つということに限定しちゃっていいのかと。
23:37:21	いうことの質問だったはずで、
23:37:25	この二つはちゃんとやってますだと回答からずれているんだと思うんですよ。
23:37:32	ただ例示が、主排気塔だと 1 時よりもってというような話だったんでちょっと質問のところも食い違っちゃったような気がするんですけど。

23:37:41	特に原燃の場合は構造体一体として固有周期を求めてたりするものがある るので、結構実数高くても影響がでかかったりするものが、
23:37:52	あるってことなのかなと思っていてですね。
23:37:55	そういうのを含めて、適切な1行目のその集合体の記載になってるん ですかね。
23:38:05	はい。日本原燃はなっただってスケルトン。
23:38:08	いった意味では、かなり
23:38:11	かなと思いました。
23:38:13	1個っていう、
23:38:14	いるのは1秒付近だとかなり加速度比も高いですし、あと WISE の特徴 としまして、何ていうんですかね有効質量比っていうんですかね、一井 の効き具合っばいなんですけども、
23:38:30	かなり他の施設に比べると、一次が7割程度、日が2割程度っていうよ うな特徴もありますんで、ちょっとそこの記載も抜けてたかな。
23:38:42	部長も、
23:38:44	なので、今回、この二つについては特別解析をして、
23:38:50	確認をしています。
23:38:52	ちょっとそこまで、
23:38:54	あと、確認方法については13%と同じやり方で確認しています。
23:38:59	そういったこと。
23:39:01	わかるようにちょっと記載しないと駄目だと思いました。以上です。
23:39:08	はい。補足です。全般原燃の資料に共通するんですけど、
23:39:13	原燃が持っているし、情報の中で、代表性をもって説明できると思って考 えておられるんだと思いますけど。
23:39:23	我々は
23:39:25	対象がどういうものがあるかを持たずに、代表だけで説明されると。
23:39:31	本当にこれでいいのかっていうのがわからないので、ちゃんとその全体 像を示していただきたいと。
23:39:37	ということだと思います。具体的には
23:39:41	上回るところの周期体についてどういう設備があるのかと。
23:39:47	ということでそれが0、
23:39:51	どの程度の裕度を持っているのかみたいなどころとかの概略を説明して いただけると、

23:39:57	ますます概略だけでそうだねって思えるものは詳細説明いただかなくていいですし、そうじゃないというようなところがあったからこの二つを挙げたということだと思いますので、
23:40:07	そういったところの累計というかですね、考え方っていうのも示していただくと、
23:40:13	理解できるのかなというふうに思います。よろしくお願いします。
23:40:21	はい。日本原燃原田です。はい。
23:40:24	藤承知です。月に限らずっていうことで、
23:40:30	再処理の前節。
23:40:32	おい。
23:40:35	というのは、
23:40:36	というような分類をした上で、
23:40:39	それん対してそれぞれが大丈夫だよっていうのを止めて判断したかっていうのは、
23:40:47	記載を改めたいと。
23:40:50	はい、古作ですよろしくお願いします。それが結局はこの後本件に係る設工認の審査のポイント、申請のポイントっていうことにもなると思いますので、
23:41:01	整理をしておいて、認識を共有できておければと思います。以上です。
23:41:12	はい。規制庁の竹田です。はい、すみませんありがとうございます。それでは今のやりとりとかも踏まえまして、どういった確認を行ったのかっていうのがちょっと上流から抜け漏れがないように、わかりやすく丁寧に説明をいただければと思いますので、お願いいたします。
23:41:31	それでちょっと飛んでしまっているんですけど、
23:41:40	少々お待ちください。関係条文の整理を、第4表でしていただいとると思うんですけど、通しページで言うと30ページでしょうか。
23:41:56	この中でですね大体マルバツの関係は理解はしてるんですけど、20条の制御室と保安電源25条の保安電源設備、
23:42:09	これらは0になっているんですけど、これはどういった考えで丸をつけられたのか説明いただけるでしょうか。
23:42:18	はい。日本原燃の加瀬でございます。こちらの方につきましては許可ないし軟式整理資料、許可の際のヒアリングの資料、そちらの方を両方見

	まして、地震動に対する設計方針が書かれているものについて丸をつけているというところでございます。
23:42:34	すいませんこの 20 条 25 条に行く前にイメージのつきやすい、当然 7 条の地震による損傷の防止とかあと、今の設工認の方でも話が出ているような火災溢水のところ、これにつきましてはこの条文に該当するところで Ss に対して例えば機能を維持する設計とするとか、
23:42:50	そういったような記載がありますので 0 になっております。で、20 条の制御室等につきましても、こちらにつきましても文章の中で Ss に対してというところの記載は許可上書いているところがございますので、それはこちらで広く幅広にはありませんけれども拾わせていただいております。
23:43:07	保安電源設備 25 条の方につきましては許可の中ではないところございましてこれ安全機能として出ていって最終的には、7 条の地震による損傷の防止の方で食われるような、そういった条文にはなるんですが、
23:43:20	今の安全審査の整理資料の中です、この保安電源設備 25 条のところでの、Ss に対する設計方針というところが書かれていたところがございますので、ちょっとこちらも幅広に入れさせていただきました。
23:43:31	ただちょっと今話を踏まえるとちょっと、すいません幅広取り過ぎたかなという気が。
23:43:37	するのでちょっと 20 条、25 条から 25 条につきましてはちょっと許可でも書いていないところもございまして、許可でも書いてないじゃないすみません許可上は七条の方に守っていくというようなそういったようなところになるかと思っておりますので、
23:43:49	ちょっとここはちょっと幅広に書き過ぎたので本来だったら他の条文と同じように、バツというような形にした方がいいのかなというふうにちょっと思ったところでございます。以上です。
23:44:01	はい。規制庁の竹田です。
23:44:04	20 条の制御室で書かれているっていうのは、
23:44:08	具体的にどこにどういうふうな記載があるかっていうのは、今、
23:44:14	ずっと出てくるでしょうか。
23:44:18	はい。日本原燃の加瀬でございます。こちらせ、許可のところもテンロク添付書類 6 のところの、ちょっと章番号で、すいません 6 ポツ 1 ポツ、4、

23:44:30	制御室というところがございますけれども、
23:44:34	この中で、
23:44:35	少々お待ちください。
23:44:40	あった、マジ地震というところが項目として挙げられておまして、中央制御室、監視制御盤及び飯南からは、耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動による地震動に対し、必要となる。
23:44:55	何とかで、さらに地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とするというようなそういったような記載があったところでしたのでそちらについては、記載の方させていただいたところ、
23:45:17	後で確認してもいいですかね。
23:45:19	関係者、
23:45:22	はい。規制庁の竹田です。事実関係については理解できましたので、はい。
23:45:27	それでは修正の方針としては保安電源としては0から落とすということでしょうか。ここは、
23:45:36	はい。日本原燃の赤瀬でございます。幅広に取り過ぎてちょっと整合とれないところもありましたので、25条保安電源設備についてはちょっと0から落とさせていただきたいと思います。以上です。
23:45:47	規制庁古作です念のためですけど、先ほど制御室テンロックでって言われましたけど本文では書いてないということでもいいですかね。
23:45:59	日本原燃尾鷲市少々お待ちください。
23:46:08	日本原燃長瀬でございます。今確認いたしました但本文の方では先ほど申し上げましたような地震動に対してこういう機能というような記載はないようなところがございます。
23:46:19	はい。補足ですわかりました。
23:46:22	全般的にはその本文か添付か。さらに、
23:46:26	広井杉田という意味では整理資料ということで
23:46:30	ものの軽重というところで扱いが違っているのかなというふうに思いますけど、それぞれなぜそういうふうに変えたかっていう考え方ももともとあったと思いますので、その辺りも、
23:46:42	一応それぞれ、
23:46:44	振り返っておくことが大事かなというふうに思いますので原燃は元で見えておいていただければと思います。

23:46:55	はい、日本原燃の岩瀬でございますちょっとおっしゃる通りでちょっとすいません本文にちゃんと書いていることを、添付2回ということをおと整理資料にだけ書いていることといろいろあってその軽重がありまして、
23:47:06	そこについてはすいません今回そろえたつもりだったんですが、この整備等を、
23:47:10	保安電源設備についてはちょっと一部残ってしまっていたというところがありましたのでその辺の何ていうんですかねこの関係上でマルつける考え方みたいなところをきちんと文章の方でも記載の方をさせていただきたいと思います。そうなりますと基本的には古作さん今おっしゃったような本文にきちんと書いているところっていうような、
23:47:28	本文に耐震設計の方針が書かれているところというのは、そういったようなところの観点で書いた方が本当はいいのかなというような気がしますそうなりますと制御室なんかも0から落とした方がいいのかなというところもございますのでその辺はちょっと各条文横並びを見て、
23:47:43	あと重大事故側の話もあつたりしますので、そこもちょっと条文、横並びを見た上でのsec適切に修正の方をしたいと思います。以上です。
23:47:53	はい、古作です。マルかバツかというよりは今言っていたように、全体的に見てどれがどの程度の扱いをしてるかっていうことがわかると。
23:48:04	そう誤解なく、判断できるかなというふうに思いますので、そういった情報追加ということで、
23:48:12	いい提案だなと思われましたので対応よろしく申し上げます。
23:48:16	日本原燃の5月でございます。了解ですそれぞれの条文の記載の重さ程度、そういったところが1わかるように備考に書くか、はいちょっと場所を考えますが、
23:48:26	記載のほうへ拡充いたします。以上です。
23:48:31	菊池大橋ですけど念のためですけど再処理以外の目途管理に関しましても同じ視点で、
23:48:43	日本原燃の大橋ですはい。当然その認識でございます。以上です。
23:48:52	規制庁の竹田です。再処理に関してはこの資料からは以上になるんですけど、MOXのところ、1点だけ確認させてください。
23:49:03	通しページ30ページ、第4表、

23:49:09	同じく関係条文のところなんですけれど、
23:49:25	上部です。
23:49:32	経理的基礎ですね今開いていただいて、
23:49:44	Cではなくて MOX の改正規則等への適合性の資料です。
23:50:07	あとそれを通しの 30 ページです。
23:50:10	ここの、22 条の、
23:50:14	備考の説明なんですけれど、
23:50:18	25 条、
23:50:19	等の設計を踏まえたっていう記載あるんですけれど、これ 25 条でやっていますか、27 条ではないでしょうか。
23:50:28	どういう考えか説明いただけるでしょうか。
23:50:32	はい。日本原燃の長でございます。
23:50:34	こちらですけれども、備考で書いてある中身ですが、1.2Ss-D の機能維持の設計の話をしておりますので、
23:50:43	こちら 27 条が正しいと。
23:50:46	ちょっと 25 条っていうのは、
23:50:48	誤記ということで、27 条の方に変更したいと思います。以上です。
23:50:54	規制庁、
23:50:59	堂前。
23:51:00	通り、ちょっとこういった動きがあるのはよろしくないですので、ちゃんと次修正版を提出いただく際は、誤記等がないように、ちょっと誤解を招くことにもなるのでその辺は注意いただくようお願いいたします。
23:51:13	はい。日本原燃の加瀬でございます他の条文再処理廃棄物も含めては、同様にきちんと再チェックして提出いたします。以上です。
23:51:23	はい。規制庁の竹川です。改正規則、
23:51:28	等への適合性の資料からの確認としては以上となります。
23:51:34	ちょっと全般に共通することで 1 点だけ確認なんですけれど、今回の標準応答スペクトル取り入れに関する基準地震動の追加について、
23:51:46	今 PP とか SD とかの金も、
23:51:51	他の連携とるようということでは話していると思うんですけど、今回の申請が PP とか SG に与える影響っていうのは、どのように考えておられるでしょうか。
23:52:04	はい、日本原電の大庭です。

23:52:06	今回の評定とスペクトル。
23:52:10	の取り入れの地震動の追加によって PPASG につきましては、またこれらの設備についての耐震性というのは一般建物と同等ということで、やっておりますので
23:52:24	もし仮に壊れた場合はその補修ですとか、その間代替措置をするということになりますのでその考え方は地震動が変わっても耐震性も出してませんので特に変わらない考え方については変わらないと。
23:52:38	あとこれらの設備が対地震で壊れた場合ということで波及的影響の評価はやっておりますので、そこは基本的には離隔距離ですとかあとは守られる側をちゃんと防護するってということでやっておりますけれども一部
23:52:54	地震動を考慮した波及的影響の評価やっているとところもございますのでそういうところは設工認の中で確認を行っていくということで考えてございます。以上です。
23:53:07	規制庁古作ですけど、今の設工認の中でっていう、
23:53:11	ことなんですけど、
23:53:14	原燃としては設工認での耐震評価をする際に併せて確認をしておくということ。
23:53:23	なんだろうなと思いますけど、申請書でどういうふうに、
23:53:27	なっているかっていうと、
23:53:31	PPSG のもの自体の評価っていうのは入ってないと思ってたんですけど、
23:53:38	原燃としては、どういうふうに、
23:53:41	申請書を書くつもりだったかっていうのがありますか。
23:54:07	表現の場です。設工認申請章の記載というふうに今お聞きしたんですけどもちょっと今、衛藤節項に申請書でどういう波及的影響の評価で、
23:54:21	記載されているかっていうのがすいませんちょっとわかる人間がございませんので、そこ確認して別途回答いたします。
23:54:30	はい、古作です。明日はっけ。
23:54:34	明日、明日 SSS の面談が、
23:54:38	あるので、その際に見ても、行っていただいたらと思うんですけど、
23:54:46	あまり国なので、ここであまり突っ込むつもりはなかったんですけど、設工認の中でと言われた。

23:54:52	お聞きになったっていうことです。そう言われたのだからご存知かなと思って聞いたんですけど、そちらと
23:55:02	認識を合わせて回答いただければよかったですけど、いずれにしても波及影響のことは後段でちゃんと見て、
23:55:12	対応しますということでありましたので、しっかりとやられればよ、結構かなと。
23:55:17	いうふう
23:55:19	です。
23:55:22	はい。表現の方はです。承知いたしました。確認して明日の面談でまた同じような回答できるように準備いたします。
23:55:31	規制庁の竹川です。
23:55:33	私これは確認したい内容としては以上になります。
23:55:40	はい。衛藤。
23:55:42	一通り資料を確認したかと思えますけれども、規制庁側から何か全体を通してありますでしょうか。
23:55:50	はい、特段ないようであれば原燃の方から、振り返りですかね。
23:55:54	お願いします。
23:56:03	日本原燃大庭です。
23:56:05	今回のヒアリングでの振り返りですけれども、最初の新知見のところですとかあと経理的基礎のところ、
23:56:16	新知見水の紛失のところですねあと大関礫層のところは再処理量のところやって幾つかご確認いただきましたけれども5節こちらからの説明で、
23:56:27	ご理解いただいたものと考えますので特段修正等は今回はないというふうに考えています。あと適合性については、
23:56:37	はい。日本原燃の加瀬でございます他条文への適合性のところの話の資料につきましてですが、本日いただきましたご指摘といたしまして、申請の概要の方で許可し、変更申請書のほうに書いているところ、
23:56:51	基準地震特定施設のうち、標準応答スペクトルという記載ありますがこちらの方、今回記載いたしました通り、こういった条文のこういった変更、そういったものに基づいて変更している申請書かというところの記載についてきちんと詳細に書くように補正書の方に入る
23:57:05	させていただきます。

23:57:06	次に工事の有無の判断のところでございますけれども、伊方の状況なんかも踏まえまして設工認に対しての影響、そういったところの観点も記載をするというところでございまして、
23:57:19	具体的には我々として設工認の認可おりていない現段階において、どういった根拠に基づいて我々として工事要否の判断をしたかという順番で書いて、さらに現状といたしまして今後設工認、
23:57:33	の方で、審査が進んでいけばどうなった場合には補強工事が出てきた場合にはきちんと対応するというようなそういったところまでの未来的な記載を記載のほう追加させていただきたいと考えし、
23:57:43	記載させていただきます。
23:57:46	阿藤は、
23:57:48	条文のところですね、20条とか25条そういったところの制御室電源設備とかのところにつきましては、本文に書いていること、6に書いていることが整理資料に書いているところその軽重がちょっとわかりにくくなっておりましたので、その基準をちゃんとわかりやすくした上で、
23:58:04	その上で統一的に例えば本文だけに書いている内容を拾うないしは、6までのことを広げ、そういったところの観点で再度マル付けのほうを直させていただきますして、きちんと統一感の取れた、関係条文の方の整理の方をさせていただきますと思います。
23:58:18	すいませんちょっと工事の方法に基づく工事の有無のところに戻しまして、長周期のところでは評価の方が必要になっておりますエイズそういったものにつきましては、
23:58:28	長周期に周期を持っているという話もちろんそうですけれども、高次成分についての影響もあるというようなところをそういったところを踏まえて、こういった評価、今回ですと時刻歴ですけれどもそういった評価を実施しているということ、それがきちんとわかるようにロジカルに記載のほうをさせていただきます。
23:58:44	あとは最後基幹系のところでございますが条文の読み込みのミスとかがございました。またさらに他の条文につきましても、また改めて提出する際には誤記の方確認した上で再度出し直しをさせていただきますと考えてござい

23:58:59	いただいたご指摘につきまして、ご指摘と修正方針につきましては以上でございます。
23:59:04	日本原燃の大場です。あと一番最後の PP と SGT 設備への影響アップする際のピット SG 波及的影響についてはどういうふうな評価をしているかというところは明日の面談でもお話できるように準備を
23:59:18	振り返りは以上になります。
23:59:20	規制庁古作ですけど周期 1 秒の関係でお話をした。
23:59:26	のは振り返りも入れてはおられましたけど、何か対応が限定的なようにも聞こえたので、全体的に影響がテイル場所に、
23:59:38	場所機器について、どのようなものであってどういう影響があるけど、この程度ですと。
23:59:46	というようなこと現時点での分析の内容が全体わかるように、
23:59:52	整理をお願いします。
23:59:56	はい。日本原燃の大橋でございますすみません言葉をはしょってしまいましたが廃そちらの方もはい。きちんと現段階の情報において、どういったところがいえるかというところは整理するつもりでございます。
00:00:06	以上です。
00:00:09	規制庁の竹田です。今調査
00:00:11	内容でほとんど、
00:00:13	すべてすべてというか、
00:00:15	ですけれども、私から何点か
00:00:19	どういった検討されたのかっていうのをいろいろとやりとりさしてもらったかと思うんですけどそういった点がやっぱ不明確だったというところで確認させてもらっているんで、そういった点を踏まえて具体的にこの時点での確認としてされた内容っていうのを、
00:00:35	軍隊的に
00:00:42	はい。日本原燃の長谷ですかしこまりました。対応の方させていただきます。
00:00:47	規制庁大橋ですけれども、本日ヒアリングして概ね
00:00:53	考え方というものはわかったんですけども、今後のスケジュール等をちょっと現状考えているところがあれば、
00:01:00	二名の方お願いします。

00:01:06	構成等が今後あるかと思うんですけど、そういったことに関してお願いします。
00:01:21	日本円の大庭です。規則トレイの適合性についての修正とあとちょっと一部追加で評価するところがございますので、少し時間をいただきたいと考えてますちょっとまず2週間めどで作業は進めたいと考えておりますけれども、
00:01:38	ちょっと終わりが見えたところですね、資料提出時期についてはご相談させていただきたいというふうに考えてます。以上です。
00:01:47	はい。今後の段取りですけど
00:01:50	基本的にはその資料、まず、前回、
00:01:55	提示いただいたもその修正したものを提出いただいて内容を見て、必要があればまたヒアリングもあるんですけども、見ていただいて、納得。こちらの方で確認した後、その補正というような段取りかなというふうなちょっと、
00:02:08	思うんですけども、そのあとの、このしらの修正が2週間ぐらいかかるという
00:02:14	ちょっとその辺が、
00:02:16	確認したい。
00:02:19	稲毛大庭です。はい、そうですねこの資料の修正にまず2週間ぐらいは必要だというふうに今考えてます。
00:02:28	そうすると、補正とかは最短で、
00:02:34	与儀大庭です。
00:02:38	補正に関係。
00:02:41	お世話んじゃない。
00:02:48	補正申請書に日本の方ですけども、ちょっと今回の適用性についての変更がのは、補正書に反映の必要はどうかというところは少し見極める必要がありますので、
00:03:02	流れとしてはやはり、ここの記載を確定してそれからの補正ということになりますので、6月、そうですねはいは、
00:03:13	中条がちょっとできるかどうかというところに今なってきます。
00:03:17	古作です。
00:03:19	先ほどなられたようにですね、この今回話をした補足説明が、

00:03:26	申請書に影響するかどうかというのは必ずしも影響しないことが多くて、だから補足で書いてくださいねと言っている部分が多いので、
00:03:39	それぞれですねどういうものなのかというのを考えながら、工程を示していただければ結構です。
00:03:47	というのもう、
00:03:50	本件バックフィットであって、
00:03:53	基本は約目に明確にしていくということが望まれるタスクなので、審査会后3月にあってからですね。
00:04:04	補正がしばらく出てこないということ自体がちょっと状況がよくわからなくなっているので、あまり長引かせないようにっていうことかなあと いうふうに思ってるんですけど。
00:04:14	その点では、何まだ補正に至ってないのかっていうのは状況を教えていただけますか。
00:04:26	日本原燃大庭です。まずおっしゃる通り今回の規則等への適合性についてはこの中で説明するということでの補正に、
00:04:37	影響しないという可能性が高いですのでこれと別で準備は進めております。また一方で経理的基礎の、先ほど再処理量のところについてはこの申請書の添付書類に記載をしているというところで補正書に影響する範囲ということでちょっと、
00:04:55	はまだ決まっていないということもあって補正できていないこともありますので、今回のヒアリングの内容で、補正書、特段へっ意向がない。
00:05:04	いいと思いますので、補正についてはそれできるだけ早く準備をしたい と思います。こちら申請できる補正できるめどが立ちましたら、連絡をさせていただきたい と思います。
00:05:16	以上です。
00:05:18	はい、古作です。そういう意味だと、一番関係って
00:05:25	補正準備がまだ整っていないということではないんですね。
00:05:32	いわぎんの大庭です。はい。その通りです。
00:05:36	古作ですわかりました。でありましたら
00:05:39	どういう準備の整い状況かと言うところなりは連絡いただいて手続きが 変に遅延しすることのないように、対応をお願いします。
00:05:54	米田大庭です。はい。わかりましたスケジューリングしてお知らせする ようにいたします。

00:06:00	ちなみにすみません、ホテルたし、補正が影響するのが予定対象利用のところだけっていうことであれば6月中旬、
00:06:10	古作ですっていうか、もう今でも補正できるっていう準備状況と私は今の聞いて思ったので、あまりそのさっき聞いた数字にこだわらずに、
00:06:20	整理をしていただいて連絡をもらうということじゃないかなと思
00:06:26	はい。
00:06:27	はい。二本木鳥羽です。
00:06:30	またちょっとQMSに係る社内の手続きやチェック等がございますのでそういったところも含めて、時期を決めて連絡をしたいと。
00:06:46	というか、ちょっと確認しておきたい。
00:06:48	どう
00:06:49	に技術者の数
00:06:51	また
00:06:52	改訂したのを出して、
00:06:55	ていうのは、
00:06:56	いつ時点になる。
00:07:09	二本木の大場です。今おっしゃってるのは
00:07:14	技術者の経歴等の日付のことです。
00:07:20	はい。今ですね準備としては数、
00:07:26	4月末ね、4月1日で準備をしておりましたので、
00:07:32	4月1日でボックスの事業部長が変わるといった大きな体制変更がございましたので、そのタイミングにしておきまして、今相当の日付のもので補正をしようということ考えております。
00:07:49	規制庁古作です。ちなみに5月1日とか人事異動ってというのはそんなに大きく変わってないっていうことですかね。
00:08:00	はい主要な技術者という意味では大きくは変わってないです。
00:08:06	はい、古作ですわかりました。
00:08:10	はい。その他、規制上から、
00:08:14	質問等ありますでしょうか。
00:08:16	銀聯がわからないとありますでしょうか。
00:08:21	表現の方ですね前回は特にございません。
00:08:24	はい。
00:08:26	それではこれで、ヒアリングの方を終了したい

